

趣 意 書

拝啓 学員の皆様におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、突然のお手紙で申し訳ありませんが「母校！中央大学」並びに後輩達のため、ご一読をお願い申し上げます。

日本のバレーボール界において「中央大学バレーボール部」(以下「バレー部」)程、輝かしい戦績を残してきた大学チームは他には見当たりません。学生チームでの天皇杯5連覇の偉業を始め、全日本インカレは最多14回の優勝を数えるなど、数々の栄光を納めてきた大学チームの名門であります。一時、低迷期もありましたが昨年は学生タイトル3冠を果たし、昨年末の天皇杯でも各上の企業チーム相手に勝利するなど、現在名実ともに大学NO.1のチームとして完全復活を成し遂げました。

中央大学は「2020 東京オリンピック」に向けて学员および学生から20名の選手を派遣しようという目標を立て活動を開始しています。勿論「バレー部」もその一翼を担い石川祐希選手(法2)を始めとし4人の選手を全日本チームに選出して頂くべく、日々練習に励んでおります。また今年開催のリオデジャネイロオリンピックの出場権を掛けた最終予選(5月開催)に向けて石川・大竹壺青(商2)両選手が召集され、現在全日本チームの合宿に参加中です。

今後も「バレー部」が大学NO.1であり続け、オリンピック選手を輩出し続ける事は、中央大学の名声を高め・学员同志の絆を強く・深くする為にも必要不可欠であると考えます。その為にも学员の皆様にご協力頂き、応援と援助の手を差し伸べて参りたいと思い「中央大学バレーボール部後援会」設立致しました。

現在の体育部から支給される予算では中々、思うように事が運ばないのが現実です。学生達が経済的な事由に捕らわれず、おもいきり練習や合宿に打ち込めるように、また試合で満足できる結果が残せるように物心両面にわたり援助し励まして行こうと言うのがこの会の趣旨であります。

どうぞ皆様のご理解とご支援を賜り、本会の趣旨にご賛同の方々の入会をお願い申し上げます。次第でございます。

敬具

中央大学バレーボール部後援会
会長 荻原 紀男

概要

【団体名称】

「中央大学バレーボール部後援会」

【設立目的・趣旨】

1. 中央大学バレーボール部の活動への経済的支援
 - ・遠征、合宿などの実施に掛かる費用補助
 - ・備品購入などの費用補助（車両・バレーボール器具等）
 - ・経済的困窮部員への支援（学費等）
2. 学員相互の連帯の強化・親睦の深化
 - ・学員への試合観戦・応援の案内
 - ・ホームページなどによる情報提供（試合日程・試合結果）
 - ・優勝祝賀会、総会等の開催案内

【事務局】

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-5-2 A・M京橋ビル 201
株式会社インテックワン内 担当 二宮 恒彦
TEL 03-5579-9440 FAX 03-5579-9441

【会員資格】

- ・卒業生会員
 - 個人会員・・・学員および学員に準ずる方
 - 法人会員・・・学員が責任ある立場にある法人
- （別途、学員以外で本会の趣旨にご賛同の方々是一般会員とします）
- *個人・法人両方合わせての入会も可能です

【会費等】 *一般会員は別途定める

- ・個人会員 年会費 5,000 円 賛助金 一口 5,000 円 一口以上 計 10,000 円以上
（個人会員はプラスご家族 1 名無料）
- ・法人会員 年会費 10,000 円 賛助金 一口 5,000 円 二口以上 計 20,000 円以上

【振込】

- ・同封の振込取扱票をご利用ください

【期間】

- ・毎年 4 月 1 日から 3 月末日まで

【その他】

- ・詳細については別添、会員規約参照してください

2016年1月6日

中央大学バレーボール部後援会役員

*敬称略

- ・会長・・・荻原 紀男 (S 5 5 卒 豆蔵H代取、南甲会員)
- ・副会長・・・水谷 学 (S 5 5 卒 ピーシーエー代取)
伊藤 尚 (S 5 7 卒 弁護士、南甲会員)
- ・相談役・・・後地 俊男 (S 3 1 卒 南甲理事)
小高 愛二郎(S 5 4 卒 エイワ代取、南甲常任理事)
- ・幹事長・・・川島 正博 (S 5 5 卒 両総観光代取、南甲常任理事)
- ・事務局長・・・二宮 恒彦 (S 5 5 卒 インテックワン代取、VOB、南甲会員)
- ・幹事・・・岩崎 良三 (S 5 5 卒 カガミクリスタル部長、南甲会員)
石井 年晴 (S 6 0 卒 YKジャパン代取、VOB、南甲理事)
斎藤 和也 (S 6 1 卒 中央大学部長、VOB)
浜田 知子 (H 8 卒 日本オラクル、南甲会員)
関田 晴光 (H 2 7 年度 球和会会長)
- ・会計・・・中丸 浩 (S 5 8 卒 NEC部長、VOB)
- ・監査・・・安藤 秀樹 (S 5 5 卒 ニュータニックス代取、南甲会員)
- ・監督・・・松永 理生 (H 1 6 卒 豊田合成、VOB)

中央大学バレーボール部 後援会規約

第1条 (名 称)

本後援会は、『中央大学バレーボール部後援会』(以下「本会」という)と称する。

第2条 (事 務 局)

本会は、事務局を『東京都中央区京橋2-5-2-201(株)インテックワン内』に置く。

第3条 (目 的)

本会は、会員が協力して、『中央大学バレーボール部』(以下「バレー部」という)の発展・強化を図るため、主として以下の活動を通じてバレー部を支援することを目的とする。

- ① バレー部の活動に賛同し、経済的支援を行う。
- ② 会員の試合観戦への案内。
- ③ 激励会等の開催(年1回程度)。

第4条 (会 員)

1. 会員は、本会の目的に賛同する個人・法人で構成する。本会に入会申込みをし、初年度会費を支払った者をもって会員とする。
2. 会員は、本会に退会の申出をすることによって、本会を退会することができる。
3. 会員が、連続して3期以上会費を納付しなかったときは、会員はその3年目の会計年度末をもって、自動的に退会となる。
4. 以下の場合には、総役員の3分の2以上の議決をもって会員資格を失わせ、退会させることができる。
 - ① 会員が、バレー部や監督・所属選手の活動・名誉又は権利を害する行動をしたとき
 - ② 会員が、本会やその役員又は本会の会員の活動・名誉又は権利を害する行動をしたとき
 - ③ 会員が反社会的勢力に属し、又はその協力者であることが判明したとき

第5条 (会 費)

本会は、次の金銭を徴収することができる。

- ① 年会費 年会費は、会員の入会時、又はその後年1回、各会計年度ごとに会員から徴収する。入金された年会費は、会員が年度途中で退会しても、返金されない。
年会費は、個人会員は年5,000円、法人会員は年10,000円とする。

- ② 賛助金 賛助金は、本会への任意の寄付とし、毎年の会員からの会費徴収時のほか、随時募集し、受け入れる。会員以外の者も、賛助金を支払うことができる。賛助金は一口 5,000 円とし、個人は 1 口以上、法人は 2 口以上とする。

第 6 条 (会 計)

1. 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
2. 入金された年会費は一般会計に算入し、本会の活動費用の支出に当てる。
3. 入金された賛助金は賛助金会計に算入し、役員会の決議により、バレー部への寄付（中央大学に対して、用途をバレー部と指定して寄付することを含む。）に当てる。
4. 一般会計に剰余があるときは、随時、役員会の決議をもって、そのなかから役員会の定める金額を、賛助金会計に繰り入れることができる。
5. 本会の各年度の予算は会長が定める。本会の各年度の決算は会長が作成し、監査の承認を受ける。会長は、予算及び決算について、役員会の承認を得る。
6. 本会は、ホームページを作成し、毎期の決算を掲載して、会員に報告する。

第 7 条 (役 員)

本会を運営するために下記の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
顧 問	若干名
相談役	若干名
幹 事 長	1 名
事務局長	1 名
幹 事	10 名以内
会 計	1 名
監 査	1 名

バレー部監督(職務上、監督就任と同時に当然に役員となり、その退任時に役員も退任する。)

第 8 条 (役 員 会)

1. 役員会は、会務に関する全ての事項を決定する。
2. 役員会の議題及び議案は、各役員が役員会に上程する。
3. 役員会は、会長が招集する。万一会長に事故あるときは、副会長が招集し、副会長全員に事故あるときは、幹事長が招集する。
4. 役員会の議事は、役員の過半数の出席により成立し、出席した役員の過半数の賛成により可決する。

第9条（役員を選任方法）

1. 初年度役員は発起人をもって充て、その各役員の第7条記載の各役職は、発起人間の協議によって定める。
2. 初年度の役員任期満了時点において、初年度の役員会の決議により、第7条に従い必要な人数の次期の役員（バレー部監督である役員を除く）を会員のなかから選任し、その候補者が就任を承諾したときは、その者らが次期の役員となる。次期役員の第7条に記載する各役職は、次期役員間の互選による。次期役員任期満了時点以降、改選期ごとに、同様の手続によりその次の任期の役員を選任する。
3. 年度の途中で役員を追加又は補充する必要があるときは、随時役員会の決議により、会員の中から役員を選任する。

第10条（役員任期と報酬）

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員は、無報酬とする。ただし、役員としての活動に際して相当な実費を要したときは、一般会計よりその実費の支払を受けることを妨げない。

第11条（改正）

この会則の改正は、第8条第4項に定める役員会の決議をもってする。

第12条（その他）

1. バレー部OB・OG会員にあっては、OB会またはOG会への会費が納入済みであることを必須とする。
2. 本規約に定めのない事柄については、その都度役員会にて決定する。

附 則 1. この規約は、2016年1月6日から施行する。